

ムーンフェスタしんなんよう応援チケット

加盟店 マニュアル

---



利用期間 令和5年10月20日(金)～令和5年12月31日(日)

新南陽商工会議所  
発行者 新南陽商工会議所青年部

## はじめに

この度は、プレミアム付商品券「ムーンフェスタしんなんよう応援チケット」加盟店にご登録いただきありがとうございます。本商品券は、地元中小・小規模店舗での消費・経済活動の好循環を促進することで、地域経済の継続した消費喚起を促すことを目的として発行しています。

本マニュアルは、加盟店の皆様への事務手続きや商品販売・サービスの提供、また換金の際の留意事項等について理解を深め、円滑に運営ができるように作成致しました。

加盟店の皆様には、このマニュアルをお読みいただき、販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々に以下の事項についてご周知くださいますようお願い致します。

## 1. 加盟店で最初に行っていただくこと

- ①ステッカーを店頭やレジ付近等のお客様の目につきやすい場所に掲示をお願い致します。  
※複数枚ご入り用の際は、新南陽商工会議所までお申し出ください。
- ②販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々へ本商品券の取扱い内容に関する説明をよろしくお願い致します。

## 2. 商品券を使用するお客様への対応

- ①商品券は、額面500円券13枚を5,000円、お1人様5セットまで販売致します。  
販売は10月20日(金)から新南陽商工会議所(10:00～16:00平日のみ)となります。  
※無くなり次第、販売を終了致します。
- ②商品券は、周南市内にある中小・小規模店舗加盟店で使用できます。  
加盟店につきましては、随時募集しており、新南陽商工会議所特設ページよりご確認いただけます。

ムーンフェスタしんなんよう応援チケット  
特設ページでは、チケットの詳細情報  
や加盟店一覧の確認ができます。



特設ページQRコード

③スタンプラリーについて(購入者の使用方法)

当商品券を使用し、加盟店でお支払い毎にスタンプを押していただきます。  
スタンプを3つ以上集めて応募すると抽選で景品が当たります。

お申込み方法について

スタンプラリー台紙をハガキに貼り、必要事項【氏名・住所・連絡先】をご記入の上、下記宛先までご郵送いただくようになります。

- ・申込締切 … 令和5年1月8日(月) 必着
- ・宛先 … 〒746-0017  
周南市宮の前2丁目6番13号  
新南陽商工会議所 行

④偽造商品券の換金はできませんので、受け取りの際には真贋の見極めにご留意くださいますようお願い致します。

※偽造商品券を発見の際は、新南陽商工会議所まで速やかにご報告をお願い致します。

⑤商品券が使用できない商品(換金性の高い商品(ビール券、ギフト券、プリペイドカードなど)、その他各店指定の商品など)やサービスについては、お客様がわかるように店内に掲示をお願い致します。

⑥この商品券でのお買い物について、使用限度額はございません。なお、おつりは出さず、購入金額の不足分についてはお客様から現金等でお支払いいただきますようお願い致します。

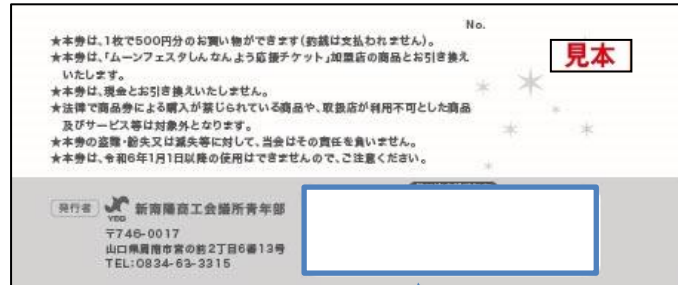
⑦商品券の利用期限(お客様がお使いいただける期限)は、令和5年12月31日までとなります。利用期限は商品券おもて面に記載しています。

【『ムーンフェスタしんなんよう応援チケット』の説明】

商品券(おもて面)



商品券(うら面)



利用期限に注意してください。  
令和6年1月1日以降は受け付け  
ないようにしてください。

ゴム印や手書きで加盟店名を記入してください。

スタンプラリー券  
(商品券綴りの裏表紙)

商品券を使われたお客様が持参したスタンプラリー券に、申込時に登録したスタンプ(シールでも可)を押してください。

※1回のお支払いにつき1個

<p><b>抽選会 応募券</b></p> <p>お名前 _____</p> <p>ご住所 〒 _____</p> <p>連絡先 ( ) _____</p> <p>この用紙を綴りから切り離し、ハガキに貼ってご応募ください。お名前、住所、連絡先の記載が無い場合は応募対象外となります。</p>	<p><b>スタンプラリー券</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1 スタンプ</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </table>	1 スタンプ	2	3	4	5	6
1 スタンプ	2	3					
4	5	6					

### 3.商品と引き換えた商品券(使用済み商品券)の換金について

①商品と引き換えた商品券(使用済み商品券)は、裏面の使用済店舗確認印欄に事業所名を記載【手書きまたはゴム印】したうえ、換金手続きを行ってくださいますようお願い致します。

※事業所名の記載がない場合は、換金手続きに応じられませんので、必ず明記して下さいますようお願い致します。

②換金手続きは、新南陽商工会議所でお取り扱い致します。

窓口で換金とお振込みの2つの方法があります。

③換金手続きの際には、以下のものが必要となります。

- ・使用済み商品券(うら面に事業所名を記載し、枚数を確認)
- ・換金請求書(本マニュアルに付属)

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態でご提出ください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

※換金請求書は換金の都度ご記入ください。【振込口座】欄につきましては、初回以外は省略されて構いません。窓口で換金の場合は記入の必要はありません。

④手数料は発生しません。

換金手数料はありません。振込手数料は新南陽商工会議所が負担致します。

#### 窓口で換金の場合

指定日に新南陽商工会議所の窓口まで③をご持参ください。その場で換金致します。なお5万円を超える換金につきましては後日お振込みとなります。ご了承ください。

指定日…11月8日(水)、11月22日(水)、12月6日(水)、 12月20日(水)、1月10日(水)、 <b>1月17日(水)最終日</b>
--

※受付時間は10:00～16:00となっております。

※事前に来所時間と換金される金額のご連絡をいただけますと、換金がスムーズになりますのでご協力のほどお願い致します。 電話番号:0834-63-3315

#### お振込みの場合

③をご持参いただくか、簡易書留で新南陽商工会議所宛にご郵送ください。随時受け付けを行い、上記「指定日」を締め日とさせていただきます、そこから数日中にお振込み致します。

**⑤換金期限(1月17日)を過ぎてからの換金には応じることが出来ませんのでご注意ください。**

☆加盟店申込内容に変更があった場合や脱退する場合には新南陽商工会議所まで速やかにご連絡いただきますようお願い致します。

☆取扱加盟店が不正な行為を行い、本事業の信用を失墜した場合は加盟店の登録資格を取り消すことがございますのでご了承をお願い致します。

加盟店の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

新南陽商工会議所  
(初版 令和5年10月10日)

**お問い合わせ先**

**新南陽商工会議所**

**電話番号:0834-63-3315**

**E-mail:info@s-cci.or.jp**